

花巻市中学生、高校生等医療費給付規則

(目的)

第1条 この規則は、中学生、高校生等の保護者に対して医療費の一部を給付することにより、もって子育て環境の充実を図り、中学生、高校生等の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中学生 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 高校生等 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 監護者 現に次条に規定する受給者を監護している者をいう。
- (4) 保護者 監護者、親権を行う者及び後見人その他の者をいう。
- (5) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。
- (6) 保険証 被保険者証、組合員証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。
- (7) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額をいう。

(8) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれに準じる者をいう。

(受給者)

第3条 受給者は、花巻市に住所を有し保護者に監護される中学生、高校生等（国民健康保険法第116条及び第116条の2に規定する被保険者の特例に準じて取り扱う者を含む。）であって、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給者から除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

(2) 花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（平成18年花巻市条例第88号）又は花巻市ひとり親家庭医療費給付規則（平成18年花巻市規則第92号）の規定により医療費の給付を受けることのできる者

(3) 花巻市中心身障害児医療費給付規則（平成28年花巻市規則第51号）の規定により医療費の給付を受ける者

(4) 前3号に掲げるもののほか、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により医療費の全額について給付を受けることのできる者

(5) 監護者の前年の所得（1月から7月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者、扶養親族（以下「扶養親族等」という。）及びその監護者の扶養親族等でない児童（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）でその監護者が前年の12月31日において生計を維持した者の有無並びに数に応じて児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の規定に基づき、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額に80万円を加えた額（前々年の所得については、前年の児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額に80万円を加えた額とする。）以上である者。この場合において、所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施

行令第3条及び第4条の規定の例による。

(受給者の制限の特例)

第4条 前条第2項第5号の規定にかかわらず、監護者が次の各号のいずれかに該当する者は、受給者とすることができる。

(1) 災害その他特別の事情により、地方税法（昭和25年法律第226号）第717条の規定により国民健康保険税を減免された者若しくは同法第323条の規定により市町村民税を減免された者又はこれらに相当する者であると市長が認めたもの

(2) 所得税法第30条に規定する退職所得金額その他一時的な所得金額のうち、市長が控除することが適当と認めた金額をこれらの所得から控除した場合、前条第2項第5号に該当しない者

(給付の額)

第5条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護医療費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める医療費支給申請書ごとに1月につき、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については750円、入院に係る医療費については2,500円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて案分することにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者及び監護者が、地方税法の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。）である場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とす

る。

- 3 入院に伴う給付の額にあつては、前2項の規定により算定された額から当該食事療養標準負担額相当額を控除した額とする。

(受給者証の交付申請)

第6条 この規則による医療費の給付を受けようとする者は、医療費受給者証交付(更新)申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 保険証

(2) 監護者に係る所得及び地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の課税状況を明らかにする書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

- 2 前項各号に規定する書類等の内容を公簿等により確認することができるときは、当該書類等の提出を省略させることができる。

(受給者証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この規則による給付を受ける資格(以下「受給資格」という。)があると認めるときは、医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を保護者に交付するとともに、医療費受給者証交付(更新)台帳(様式第3号)に記載し、受給資格がないと認めるときは、医療費受給者証交付(更新)申請却下通知書(様式第4号)により、当該申請者に対し通知するものとする。

(受給者証の有効期間)

第8条 受給者証の有効期間は、市長が認定した日から翌年の7月31日までとする。ただし、当該認定の日が1月から7月までの間である場合は、当該認定の日の属する年の7月31日までとする。

(受給者証の更新)

第9条 市長は、前条の有効期間が満了する前に、受給者証を更新するものとする。

- 2 第6条及び第7条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第6条及び第7条中「交付」とあるのは、「更新」と読み替えるもの

とする。

- 3 市長は、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、医療費受給者証交付（更新）申請書（様式第1号）の提出を求めないことができる。

（受給者証の再交付）

第10条 保護者は、第7条及び前条の規定により交付された受給者証を破損又は亡失したときは、医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

（受給者証の提示）

第11条 保護者又は受給者（以下「保護者等」という。）は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に保険証とともに受給者証を提示するものとする。

（給付の申請）

第12条 保護者は、この規則による医療費の給付を受けようとする場合には、医療機関等に医療費の一部負担金を支払ったうえ、市長に対して医療費給付申請書（様式第6号）又は医療費助成給付申請書（岩手県国民健康保険団体連合会が作成するもの又はそれに準じるもの）により申請しなければならない。

（給付の決定）

第13条 市長は、前条による申請があった場合は、その申請の内容を審査し、適正と認めたときは医療費給付決定通知書（様式第7号）により、不適正と認めたときは医療費給付却下通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（届出の義務）

第14条 保護者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに医療費受給資格変更届（様式第9号）に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 加入医療保険に係る事項

(3) 受給資格の該当要件

(4) 金融機関名、口座番号その他振込先に係る事項

(5) 受給者及びその監護者の市町村税の課税の有無

2 保護者は、受給者が受給資格を失ったときは、速やかに医療費受給資格喪失届（様式第10号）に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

3 保護者は、給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに第三者行為傷病届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（給付の制限）

第15条 市長は、保護者等が受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、給付を要する費用の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した金額の全部若しくは一部を医療費返還通知書（様式第12号。以下「返還通知書」という。）により、保護者に返還させることができる。

（受給権の保護）

第16条 この規則による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（不正利得の返還）

第17条 市長は、偽りその他の不正行為により、この規則による給付を受けた者があるときは、返還通知書により、その者から既に給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（備付帳簿）

第18条 市長は、次に掲げる帳簿を備えておくものとする。

(1) 医療費受給者証交付（更新）台帳（様式第3号）

(2) 医療費給付台帳（様式第13号、様式第13号の2）

(3) 収入金等整理台帳（様式第14号）

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同年10月1日以後の受療に係る医療費の給付について適用する。この場合において、公布の日から平成31年7月31日までの間は、第3条第2項第5号中「同一生計配偶者」とあるのは、「控除対象配偶者」と読み替えるものとする。